

お知らせ ボックス

住宅耐震診断等の補助を します

和歌山県の認定を受けた耐震診断士が、ご自宅の耐震性を判定します。診断の結果、耐震性の基準を満たしていない住宅にお住まいの方に対して、耐震補強設計、耐震改修、建替え、耐震シェルター・ベッドの購入設置に係る費用の一部を補助します。

① 次の全ての要件を満たす市内の木造住宅、非木造住宅にお住まいの方

② 昭和56年5月31日以前に着工

③ 2階建て以下

④ 延べ面積200㎡以下

◇ 専用住宅・併用住宅
※前述の規定にかかわらず、対象となる場合もありますのでお気軽にご相談ください。

■ 補助金額(最大額)

◇ 耐震診断費用
・ 木造住宅 無料
・ 非木造住宅 8万9000円

◇ 耐震補強設計補助金
13万2000円

◇ 耐震改修・建て替え補助金
101万1000円

◇ 耐震シェルター・ベッド購入設置補助金
26万6000円(シェルター・ベッドは、県認定品に限る。)

※補助金の交付は、平成29年3月20日(月)までに事業が完了することを条件とします。

募集件数

◇ 耐震診断 200件(先着)

◇ 耐震補強設計・耐震改修・建て替え補助 25件(先着)

◇ 耐震シェルター・ベッド購入設置補助 5件(応募者多数の場合は高齢者、障害者を優先)

① 受付開始は5月11日(水)から。申込書にご記入の上、下記へ提出してください。申込書は、下記又は各行政局産業建設課(2ページ参照)で配布する他、ホームページから

ニユースポーツ教室を開 催します

運動不足になりがちな方を対象として、誰でも気軽に楽しめるニユースポーツの指導、体験教室を開催します。日程等は左表のとおりです。

① 各日とも30名

② 運動のできる服装・タオル・スポーツドリンク等

③ 申込書に住所・氏名・電話番号をご記入の上、下記へ直

日程(全※)	時間	種目	会場
5月18日	13時30分 ～ 15時30分	カローリング	田辺スポーツパーク 体育館
6月15日		ソフトバレーボール	
7月20日		ラケットテニス	
8月17日		ビーチボールバレー	
9月21日		グラウンドゴルフ(屋外)	田辺スポーツパーク 多目的グラウンド
10月19日		ウォーキング	熊野古道(栄町～ 新庄付近ルート) ※市民総合センター集合
11月16日		ペタンク(屋外)	田辺スポーツパーク 多目的グラウンド
12月21日		インディアカ	田辺スポーツパーク 体育館
平成29年 1月18日		キンポールスポーツ	
平成29年 2月15日		ファミリーバドミントン	
平成29年 3月15日		ターゲットバードゴルフ	田辺スポーツパーク 多目的グラウンド

接お持ちいただくか、FAX又はEメールでお申し込みください。申込書は、下記で配布している他、ホームページからも取得できます。

① スポーツ振興課 市民スポーツ係(田辺スポーツパーク管理事務所内)

☎ 0739(25)2531

☎ 0739(25)0387

✉ sports@city.tanabe.lg.jp

☑ http://www.city.tanabe.lg.jp/sports/index.html

も取得できます。

① 建築課 建築係(社会福祉センター1階)

☎ 0739(26)9935

☑ http://www.city.tanabe.lg.jp/kenchiku/kenchiku/taisin_kaisyuu.html



市民提案型協働事業の募 集をします

■ 対象事業 市が現在実施又は実施を予定している事業の中で、次の項目の全てに該当する事業

◇ 市内で実施されている事業であり、市民活動団体等と市が協働で行うことにより、地域社会の課題を解決することにつながる事業

シニア世代の皆さんへ 高齢者のための交通安全 教室を開催します

いきいき田辺交通安全学校では、田辺警察署の交通課員等が講師となり、高齢者のための交通安全教室を開催します。楽しみながら学んでいただけるように体験学習も含まれたメニューをご用意しています。交通事故に遭わないよう皆さんと一緒に学びませんか。

① 7月～11月の第1回(毎月1回、計5回)

② 9時30分～11時30分頃

③ 湯万呂コミュニティセンター3階「大会議室」

④ 体験!加齢に伴う身体機能の低下

⑤ 交通事故から身を守る(歩行者・自転車・ドライバー編)

⑥ 脳トレ&危険予測シミュレーションなど

⑦ 市内にお住まいの方
25名程度

⑧ 5月11日(水)～31日(火)に左記へ電話でお申し込みください。

⑨ 自治振興課 市民生活係

☎ 0739(26)9911

◇ 具体的な効果や成果が期待でき、市民サービスの向上が図られる事業

◇ 市と提案団体の役割分担が明確かつ妥当であり、市民活動団体等と市が協働して実施することにより、相乗効果が期待できる事業

◇ 予算の見積り等が適正であり、提案した団体が主体となつて実施できる事業

◇ 協働推進の視点から、担当課と信頼関係を築き、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことのできる事業

※ 市が現在実施している事業と目的及び効果が同等又はそれ以上と認められる場合は、事業手法の変更は可とします。

■ 対象団体 次の項目に全て該当する市民団体等

◇ 原則として市内に活動拠点又は連絡場所を有していること

◇ 団体を構成するメンバーが10人以上いること

◇ 過去1年以上継続して活動実績があること

◇ 運営に関する規約や会則があり、予算及び決算を適正に行っていること

◇ 法人市民税及び固定資産税の納税義務のある団体は、直近3か年分の税を滞納していないこと

男が作るおいしいご飯 手料理入門塾を開催します

① 6月1日、15日、29日、7月13日(全※)

② 9時30分～13時

③ 湯市民総合センター4階「料理実習室」

④ 調理実習と栄養に関する講話

⑤ 市内に住民票のある65歳以上の男性

⑥ 料理初心者の方(全4回に参加) 12名(先着)

⑦ 過去に受講された方や料理経験豊富な方(7月13日のみ参加) 8名(先着)

⑧ 各回500円

⑨ エプロン・三角巾・タオル・マスク・上靴

⑩ 5月11日(水)～23日(月)に左記へ電話でお申し込みください。

⑪ やすらぎ対策課 高齢福祉係

☎ 0739(26)4910



※前述の規定にかかわらず、宗教活動を目的としている団体等、対象とならない団体もあります。

■ 事業経費 提案された事業を所管する市の担当課が、本年度に予算化している額を超えないものとします。協働事業と直接関わりのない、提案団体の人件費、事務所の賃借料及び光熱水費等の経常経費は、対象外とします。

① 6月30日(木)までに、申請書に必要書類を添えて、左記又は市民活動センター(市民総合センター2階)へ提出してください。申請書は、左記で配布する他、ホームページからも取得できます。

② 自治振興課 市民活動係(本庁舎3階)

☎ 0739(26)9911

☑ http://www.city.tanabe.lg.jp/jichi/shiminkatsudou/teiangatakyodojigy.html



吉野熊野国立公園指定80周年 & 拡張記念 自然観察 教室「春のひき岩を歩こう」 を開催します

① 5月15日(日)

② 9時30分～12時

③ 湯ひき岩群周辺

④ 9時30分までに、ふるさと自然公園センター

■ 講師 ふるさと自然公園センター 専門員ほか

⑤ 小学生は保護者同伴)

⑥ 筆記用具・採集用具、ビニール袋等

⑦ 服装 帽子、手袋

⑧ 前日までに左記へ、はがき又は電話・FAX・Eメールで参加者の住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。

⑨ ふるさと自然公園センター

〒646-0051

稲成町1629

☎ 0739(25)7252

☎ 0739(25)7252

✉ hikiwa@mb.aikis.or.jp

⑩ 毎週(休館日(祝)の場合はその翌日)



飼い主のいない猫の不妊及び去勢手術を行う団体への補助をします

市内に生息する飼い主のいない猫の繁殖を防止し、地域住民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、責任を持って飼い主のいない猫を捕獲し、獣医による不妊及び去勢手術を施した上で里親探しに努めることのできる団体に対し、その手術費用の半額を補助する制度です。

■要件 次の要件を全て満たすこととします。

◇市内に生息する飼い主のいない猫に対する不妊及び去勢手術であること

◇市内で活動する団体（事務所所在地又は代表者住所が市内であるもの）で、市民により組織されていること

◇飼い主のいない猫への不妊及び去勢手術の推進に継続して取り組む団体であること

■実施対象期間
6月1日④～平成29年3月31日⑤の手術完了分まで

④5月9日⑤～20日⑤に交付申請書に必要書類を添えて、下記へ提出してください。募集要項は下記で配布している他、ホームページからも取得できます。補助金交付決定通

知については5月末日までにいう予定です。

■補助金の上限 予算の範囲内で団体ごとに決定します。環境課環境対策係（本庁舎2階）

☎0739（26）9927

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/kanky/index.html>



地域の保健福祉推進事業に対して補助をします

民間団体が、高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助します。

④在宅保健福祉等の普及及び向上に関する事業

◇健康づくり及び生きがいづくりの推進に関する事業

◇ボランティア活動の活性化に関する事業

◇その他団体が地域において高齢者等の保健福祉の増進のために行う先導的事業（第2次田辺市地域福祉計画の内容に沿った事業など）

※国・県・市の他の補助金の

対象となる事業は、除く。

■補助金額 補助対象経費（事業の運営に要する費用で、施設建設等に要する費用は除く。）に相当する額とし、1事業につき100万円を限度とします。なお、補助金交付期間は3年を限度とします。

※予算の都合上、全額を補助できない場合があります。

④6月30日⑤までに、所定の申込書に事業計画書、活動実績書を添えて左記へ提出してください。申込書等は、左記で配布している他、ホームページからも取得できます。

④福祉課庶務係（市民総合センター2階）

☎0739（26）4900

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種費用を助成します

④下記の対象者が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を希望された場合、助成により自己負担のみで接種することができ、（接種期限は平成29年3月31日まで）ただし、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種された方は対象となりません。

④市内に住民票のある左表に該当する方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和26年4月2日～ 昭和27年4月1日	85歳	昭和6年4月2日～ 昭和7年4月1日
70歳	昭和21年4月2日～ 昭和22年4月1日	90歳	大正15年4月2日～ 昭和2年4月1日
75歳	昭和16年4月2日～ 昭和17年4月1日	95歳	大正10年4月2日～ 大正11年4月1日
80歳	昭和11年4月2日～ 昭和12年4月1日	100歳	大正5年4月2日～ 大正6年4月1日

◇心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する60歳以上65歳未満の方（接種を希望の方は、事前に主治医にご相談の上、下記へご連絡ください。診断書等が必要になる場合があります。）

※今年度の対象者には、5月下旬に案内を送付する予定です。

■接種方法 予防接種の案内に同封する実施医療機関一覧で、接種のできる医療機関を



◇心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有する60歳以上65歳未満の方（接種を希望の方は、事前に主治医にご相談の上、下記へご連絡ください。診断書等が必要になる場合があります。）

※今年度の対象者には、5月下旬に案内を送付する予定です。

■接種方法 予防接種の案内に同封する実施医療機関一覧で、接種のできる医療機関を

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種について

④この予防接種は、平成25年4月から定期接種となつていますが、同年6月から積極的勧奨はしていません。※積極的勧奨の再開については、ワクチンの安全性を確認でき次第、お知らせします。

④市内に住民票のある中学1年生～高校1年生相当の女子希望者には依頼書を発行します。左記へお問い合わせください。

④健康増進課庶務係
☎0739（26）4901

おたふくかぜワクチンの接種費用を助成します

④任意接種、1人1回の接種費用を助成（自己負担金2000円が必要）

④市内に住民票のある1歳以上7歳未満の小学校就学前の方※既におたふくかぜに罹患したことがある方は、対象となりません。

④1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方は対象となります。ご希望の方は、下記又は各行政局住民福祉課（2ページ

商店街への出店を支援します！

④中心市街地内の商店街地域（10商店街）にある空き家、空き店舗を賃貸して出店する中小事業者に対して、店舗賃借料及び開業に必要な改修費を補助するものです。

今年度は、闘雞神社の世界遺産追加登録を見据え、早期の空き店舗解消と景観整備を図るために制度を拡充しました。

■対象エリア 駅前、駅前新通り、弁慶町、湊本通り、北新町、栄町、銀座、海蔵寺、アオイ通り、宮路通りの各商店街

■交付要件
◇右記の商店街地域の空き店舗へ新規出店すること

◇小売業、飲食業、サービス業（不特定多数の集客を見込めるもの）等であること

◇※スナックは対象外

◇商店街地域のにぎわいを創出するもので、原則1階部分の空き店舗で開業すること

◇1年以上継続して営業しようとするもので、週5日以上、おおむね10時～18時の間は営業すること

◇市区町村税（国民健康保険税を含む）を完納している方

◇田辺商工会議所の経営指導

を受けること等

■交付金額（1000円未満切捨て）

次の①②の合計額が補助額となります。

①賃貸店舗の家賃の2分の1（限度額は1か月で5万円、6か月限り）

※開業日の翌月から6か月間となります。

②・開業に当たり必要となる改修費の2分の1（限度額50万円）

※開業前の改修工事に限る。

・開業に当たり、周辺景観に調和した店舗外装とする場合に必要となる改修費の2分の1（限度額20万円）

※実施要領に基づき、開業前に実施する改修工事に限る。

④商工振興課商工労政係
☎0739（26）9970

自家製梅酒を作る際に注意ください！

④ご家庭で梅酒を作る際には、酒税法の規定により使用できる物品や酒類等に制限があります。

■使用できる物品
糖類、梅等

■使用できない物品
米、ぶどう（やまぶどうを含む）

使用できる酒類

アルコール分20度以上の酒類 ※一般に市販されている清酒やワインは、アルコール分が20度未満のため使用できません。使用前にアルコール度数をご確認ください。

その他

◇自家製梅酒等は、あくまでも自ら飲むことを目的としてのみ認められていますので、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。

◇料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となります。

詳しくは左記へお問い合わせください。国税庁ホームページ（お酒についてのQ&A）をご覧ください。

④田辺税務署
☎0739（22）1250

□ <http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/qa/01.htm>





▲南方熊楠邸

「顕彰館へ行くこう！」
南方熊楠邸を特別公開します

【南方熊楠生誕記念特別公開】
回5月18日④
臨10時～16時30分(最終入館)
◇入場無料
◇30名にオリジナルグッズプレゼント「先着」

【連続休館のお知らせ】
通常の休館日(毎週①、第2・4④、⑥の翌日)に加え、臨時休館する日があります。
5月9日①・16日①・23日①・24日④・30日①
☎南方熊楠顕彰館
0739(26)9909

住民票や戸籍等の不正請求を防止しましょう

事前登録による本人通知制度は、本人以外の代理人や第三者に住民票や戸籍等を交付した場合、事前登録した本人に交付の事実を通知する制度です。

本制度は、平成25年10月から導入・実施しており、不正請求への抑止効果を高めるためにも、積極的な登録をお願いします。

■登録対象者
市内に住民票や本籍のある方(過去にあった方を含む。)

■登録方法 本人確認書類(運転免許証・住民基本台帳カード・マイナンバーカード・パスポート等、官公庁が発行した顔写真入りの証明書等)をお持ちの上、市民課(本庁舎2階)に申請書を提出してください。

■登録期間 4月1日から登録期間(3年間)を廃止し、更新の申請手続が不要になりました。なお、平成27年3月31日以前に登録していた方も登録の更新をしていただく必要はありません。

■通知対象(除票及び除籍等を含む。)

第24回文協フェスティバルを開催します

【展示部門】
回5月21日⑤・22日⑥
臨9時～17時(お茶会は16時まで)
陽紀南文化会館
◇1階「展示ホール」書・洋画
◇4階「小ホール」生花・革細工・押し花・ちぎり絵・川柳・収集色紙・紀州てまり・水墨画
◇4階「研修室」古谷石・俳句・陶芸
◇4階「お茶席」お茶会

【舞台部門】
回5月28日⑤(第1部)・29日⑥(第2部)・6月5日⑥(第3部)
臨開演は全て13時30分
陽紀南文化会館「大ホール」
◇第1部 詩吟・三絃・日本舞踊・箏曲・津軽三味線
◇第2部 大正琴・新舞踊・詩舞・剣舞・民謡・津軽三味線
◇第3部 太極拳・バレエ・合唱・ラダンス・社交ダンス・タヒチアンダンス・太鼓

☎文化振興課文化振興係
0739(26)9943

住民票の写し
住民票に記載をした事項に関する証明書
戸籍の附票の写し
戸籍謄抄本
戸籍に記載した事項に関する証明書

■通知内容
交付年月日
交付した証明書の種別と通数
交付請求者の種別(第三者・代理人)

■通知対象とならない請求
住民票の写し等では、登録した本人と同一世帯の方からの請求
戸籍謄抄本等では、登録した本人と同一戸籍に記載されている方又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属の方からの請求
国又は地方公共団体の公的機関からの請求

☎市民課窓口係
0739(26)9923
☎各行政局 住民福祉課
☎2ページ参照



水を大切に使いましょう

■暮らしに欠かせない水
蛇口をひねると当たり前のように出てくる水、無駄に使っていませんか? 6月1日～7日は水道週間です。暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。

これからの季節は水の使用量が増え、7月～8月が最も多くなります。水を大切に使うために、歯磨きや洗顔時には蛇口を閉める、洗車はバケツにためた水を使う等、身近にできることから始めてみましょう。

■漏水に注意しましょう
ご家庭の水道設備は、皆さんの管理責任となりますので、もし、漏水が発生した場合は、漏水分の料金も皆さんのご負担となります。このようなことを避けるため、水道メーターで時々点検をしてください。家中の蛇口を全部閉めても、メーターのパイロットマークが動いていれば、漏水信号です。

漏水を発見した場合は、田辺市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道の修繕等について



▲舞台部門



▲展示部門

広報田辺4月号お知らせボックス記事の訂正について

広報田辺4月号に掲載しましたお知らせボックス記事(17ページ)の内容で、百間山溪谷トレッキングの雨天順延日について誤りがありました。お詫びして訂正します。

■訂正前
雨天の場合は、4月22日⑥に順延

■訂正後
雨天の場合は、5月22日⑥に順延

☎大塔行政局 産業建設課
☎2ページ参照

ラジオ広報のご案内

行政情報やイベント情報などを和歌山放送(AM1233)とFM TANABE(FM88.5)を通じて市民の皆さんにお伝えしています。

放送日程は、毎週、和歌山放送が⑧の14時台、FM TANABEが⑨の12時台と⑩の11時台です。

是非、お聞きください。

☎企画広報課 広報係
0739(26)9963

水道部では、家庭内の水道の修繕は行っておりません。こういった修繕や水道の新設・改造・撤去等の工事は、田辺市指定給水装置工事業者に依頼ください。詳しくは、ホームページをご覧ください。

■消火栓の使用などによる濁り水について
消火栓の使用や水道管破裂による漏水等があると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常は、しばらく流し続けるときれいになります。きれいな水にならないときは、左記へご連絡ください。

☎水道部
0739(24)0011
◇時間外専用電話
0739(24)7920
☎ <http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/kouji.html>



パイロットマーク

防災行政テレフォンガイド

防災行政無線で放送した内容を電話で聞くことができるサービスを行っています。「放送内容をもう一度聞きたい」「放送を聞き逃した」という方は、是非ご利用ください。

※通話料無料です。
☎0120(963)910

国際博物館の日記念公開対談 諏訪敦(画家)×鈴木理策(写真家)を開催します

回5月14日⑤ 14時
陽紀南文化会館「研修室」
※観覧料のみ必要、手話通訳あり

☎国際博物館の日に合わせて、画家の諏訪敦さんと写真家の鈴木理策さんをお招きしたの公開対談を開催します。

なお、田辺市立美術館では「鈴木理策写真展 意識の流れ」、熊野古道なかへち美術館では「鈴木理策写真展 水鏡」を6月26日⑥まで開催しています。

☎田辺市立美術館
0739(24)3770

～田辺市の人口～
(平成28年3月末現在)

男	36,328人	前月比 (-180)
女	40,684人	前月比 (-182)
計	77,012人	前月比 (-362)
世帯	35,524世帯	前月比 (-58)
出生	41人	(男25 女16)

～5月の納税～

■市県民税 給与特別徴収…4月徴収分
※納期限を過ぎて納付されますと、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。